

# 【記入例】 非課税世帯(こども加算)用 様式第2号の2 申請書 (表面)

様式第2号の2(第6条関係)

赤枠:必ず記入してください  
緑枠:説明事項

- ★この給付金を受給するには、越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(追加給付)(1世帯あたり7万円)を受給している必要があります。【支援給付金(追加給付)の申請期限:令和5年3月8日(金)書類必着】
- ★この申請書は、「世帯外で扶養している児童がいる」または「基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生した児童がいる」場合に申請を行うための書類です。(支援給付金(追加給付)の受給後、基準日時点で市で把握した児童分については、個別に通知しています。)
- ★本給付金の申請期限は、令和6年8月31日(土)【書類必着】です。

## 記入②

こども加算の追加の対象として申請を行う児童の氏名等を記入してください。

申請日	令和 6 年 〇 月 〇 日
フリガナ	エチゼン タロウ
氏名	越前 太郎
現住所	(〒915-8530) 越前市府中一丁目13-7
連絡先	0*0 ( 1234 ) 5678

## 記入①

基準日(令和5年12月1日)時点の住民票上の世帯主を申請者としてください。実際の扶養者と申請者(世帯主)は異なる場合があります。

の状況

○この申請における「児童」とは、基準日(令和5年12月1日)時点において、世帯内で扶養(同一生計である)している18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の者を指します。ただし、基準日の翌日以降に出生した児童を含みません。

(フリガナ)	申請者との続柄	生年月日	児童の状況	生計同一確認欄
エチゼン イチロウ 越前 一郎	子	平成 21 年 5 月 15 日 令和	<input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生	<input checked="" type="checkbox"/>
エチゼン ハナコ 越前 花子	子	平成 6 年 1 月 14 日 令和	<input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生	<input checked="" type="checkbox"/>
		平成 年 月 日 令和	<input type="checkbox"/> 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) <input type="checkbox"/> 基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に出生	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> 扶養している(別居監護等)年12月1日)の翌日以降に出生	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> 扶養している(別居監護等)年12月1日)の翌日以降に出生	<input type="checkbox"/>

## 記入③

申請を行う児童の状況にレ点を入れてください。  
※「同一世帯でないが扶養している」場合は、併せて申立書の提出が必要です。

## 記入④

生計が同一であることを確認して、レ点を入れてください。  
※生計を別にしてしている児童は申請できません。

## ●振込口座 ※次の口座のうち、本給付金の振込を希望する口座にレ点を入れてください。

- ① 越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(追加給付)の受給口座
  - ② 申請者(世帯主)名義の公金受取口座  
※ 利用にはマイナポータル等から公金受取口座を登録する必要があります。
  - ③ 下記の現に使用している申請者(世帯主)名義の口座  
(希望する口座)  水道料引落口座  住民税等の引落口座  児童手当等の受給口座  
※ 上記の記入(レ点)により税務局等への口座照会を承諾したものとします。
  - ④ 申請者(世帯主)名義のその他口座
- 【振込口座記入欄】 ※長期間入金のない口座は指定しないでください。

## 記入⑤

希望する振込口座にレ点を付けてください。  
※申請者(世帯主)名義の口座を指定してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号(右詰め記入)	口座名義(カナ) ※通帳のカナ表記に合わせて下さい
〇〇 銀行 5農協 2金庫 6漁協 3信組 7信漁連 4信連	〇〇 支店 本・支所 出張所	普通	1234567	エチゼン タロウ
金融機関コード 0000*	支店コード 0**	当座		

## 【振込口座】

- ①の口座を選択 ⇒ 「本人確認書類」を添付してください。
- ②の口座を選択 ⇒ 「本人確認書類」を添付してください。  
※世帯主名義以外の登録口座は利用できません。
- ③の口座を選択 ⇒ 市に登録のある口座のうち希望する登録口座にレ点。「本人確認書類」を添付してください。  
※世帯主名義以外の登録口座は利用できません。複数の口座を市に登録している場合は、振込先が判別できるよう「振込口座記入欄」に記入してください。
- ④の口座を選択 ⇒ 振込口座記入欄に口座情報を記入。「本人確認書類」及び「口座確認書類」を添付してください。

# 【記入例】 非課税世帯(こども加算)用 様式第2号の2 申請書 (裏面)

## 【誓約・同意事項】 ※必ず全ての項目を確認してください。

私の世帯は、令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(こども加算)の支給要件(※)に該当します。

※支援給付金(こども加算)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

ア 基準日(令和5年12月1日)時点で、越前市に住民登録がある。

① イ 世帯の全員が、令和4年1月～12月の所得により令和5年度住民税が非課税である。

ウ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課税されている親族等の扶養を受けている世帯ではない。

エ 世帯の中に、租税条約による課税免除の適用を届け出ている者がいない。

オ 世帯の中に、扶養している(同一生計である)18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童がいる。

② 私の世帯には、他の自治体を実施する同様の事業による給付金(対象児童1人当たり5万円)の支給を受けた者はいません。

③ 支援給付金(こども加算)の支給要件を満たすかどうかの審査を受けるため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや他の行政機関等に必要な資料の提供を求める・提供することに同意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ この申請書(添付書類を含む)が、還付(返却)されないことに同意します。

⑤ 支給決定後、支援給付金(こども加算)の給付が振込不能等により完了せず、かつ、令和6年度以降に本市が申請者に連絡・確認できない場合に、支援給付金(こども加算)が支給されないことについて同意します。

⑥ 支援給付金(こども加算)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽が判明した場合や支援給付金(こども加算)の支給要件に該当しないことが判明した場合は、支援給付金(こども加算)を返還します。

誓約・同意事項は、必ず全て確認し、同意の上で、ご申請ください。

## 提出書類

『令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(こども加算)申請書』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

『申請者(世帯主)の本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者(世帯主)の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(マイナンバー通知カードは不可)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。(いずれか1点)

『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』(振込口座が表面「④申請者(世帯主)名義のその他口座」の方のみ)

※ 通帳やキャッシュカードなど、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『申立書(様式第2号別紙)』(表面「同一世帯でないが扶養している(別居監護等)」を選択する場合)

提出書類の添付忘れにご注意ください。

世帯外だが扶養している(同一生計である)児童を含めて申請する場合は、併せて「申立書」の提出が必要です。

※記入漏れや、添付書類の不備がないか申請前に再確認してください。

(記入漏れや添付書類の不備がある場合、給付が遅くなる又は給付が受けられない場合があります。)

## 【公金受取口座が未登録の方】

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。

※ 登録はマイナポータルから行ってください。

※ 公金受取口座の登録は、申請書の提出時までに完了してください。

給付対象となる世帯主に代わって代理で申請を行う場合は、追加で「委任状※」の提出が必要です。

代理人として申請できる方は原則として下記の方に限ります。

①世帯員 ②法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人等) ③親族等

※代理申請の詳細および委任状の参考様式は越前市給付金特設ホームページに掲載していますのでご確認ください。

※成年後見登記制度に基づく登記事項証明書により成年後見人と確認できる場合は、その写しの提出をもって委任状の提出に代えることができます。

※成年後見登記制度に基づく登記事項証明書により保佐人・補助人と確認でき、かつ、公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが代理権目録により確認できる場合は、その写しの提出をもって委任状の提出に代えることができます。